

学校だより



川口市立元郷中学校

〒332-0003 川口市東領家 1-8-3

TEL 048-222-4143 FAX 048-225-3222

令和4年9月15日 第376号

<https://motogo-j-kawaguchi-saitama.edumap.jp>

「論語」に学ぶ

校長 高田 晶子

2学期のスタートは、“Best Performance”をテーマに掲げた体育祭で始まりました。コロナ禍ではありますが保護者の参観をいただき、実施することができ、本当に良かったと思います。運動することは健康増進のためだけではなく、「運」を「動かす」と言われます。学期初めに、運動することで生活リズムを取り戻し、「運」を引き寄せたと言えるでしょう。2学期の生活も生徒たちとともに張り切っていきたいと思います。



さて、一年間の中で2学期は校内行事が多い学期です。この期間には大いに体験をし、大いに失敗をし、たくさんの経験を積んでほしいと願っています。私たちはよく、「失敗なんか気にしないで。」とか「失敗なんかたいしたことないよ。」とやりとりすることがあります。何かチャレンジする時や期待されて事を起こそうとする時には、緊張をすることが多く、「失敗したらどうしよう。」「恥ずかしいな。」「皆にどう思われるかな。」という経験は誰にでもあると思います。

そこで、*『論語』から少し学んでみたいと思います。

例えば、“^{あやま}過ちて ^{あらた}改めざる ^{これ}是を ^{あやま}過ちという” という章句があります。

解釈は、“うまくいかないことがあって、その後、それを改めなかったら、そこで初めてそれを失敗と言う。”ということです。体験したことは次に活かせばいいことであり、失敗は本来存在しない。成功体験の一部である。失敗という経験値を積む事がプラスとなり、思考や態度の体験づくりとも言える。という捉えになります。

現代は、失敗を恐れているのは、子どもだけでなく、多くの大人もそうです。生活の中で評価されることはとてもたくさんあり、どうしても失敗したくないという気持ちが先に湧いてきてしまうのは、仕方ないことなのかもしれません。しかし、本来の人としての活力は、そんな弱々しいものではありません。学校生活では、成績や行事、部活動など評価される体験は多くありますが、一度評価されたことを次に活かしていく力も私たちにはあるのです。失敗したと思ったことは、そのままにせず、勇気をもって次に活かせるのです。そうすれば、成功したという体験をたくさん積み重ねることができます。私たちが失敗と恐れていることは、自分が決めてしまっているかもしれません。失敗と思っていることは、本当は、成功のための経験ということなのでしょう。

日常生活の中で、失敗を成功体験につなげていけるように、失敗したことをポイント制にして「グッド・チャレンジ」させている企業があるそうです。この夏に論語から学ぶ機会があり、思いが深まりました。

*「論語」は、中国・春秋時代の思想家・孔子とその弟子たちの言葉をまとめたもの

9月・10月の行事予定

	曜	9月	日	曜	10月
16	金	校内清掃ボランティア 教育実習最終日 第2回選挙管理委員会	1	土	新人戦予備日
			2	日	
			3	月	ふれあいデー
17	土	マンホールトイレ駐車場舗装工事	4	火	2学年合唱コンクールリハーサル⑥
18	日	秋季南平ソフトボール大会	5	水	専門委員会（前期最終）・生徒議会 ①②③⑤⑥
19	月	敬老の日			
20	火	水泳新人戦			
21	水	陸上・野球新人戦 リフレッシュデー	6	木	生徒会本部役員選挙 木①②③⑥+選挙
22	木	陸上・野球新人戦	7	金	駅伝試走 テスト1週間前 1学年合唱コンクールリハーサル⑥
23	金	秋分の日 マンホールトイレ駐車場舗装工事	8	土	
24	土	新人戦	9	日	
25	日	マンホールトイレ駐車場舗装工事	10	月	スポーツの日
26	月	新人戦 給食なし 短縮3時間 部活動再登校13時30分 ふれあいデー マンホールトイレ駐車場舗装工事（予備日）	11	火	全校集会 月曜日課
			12	水	3学年合唱コンクールリハーサル⑥
			13	木	技術家庭科テスト⑥(1・2年)
			14	金	中間テスト
27	火	新人戦 給食なし 短縮3時間 部活動再登校13時30分	15	土	
28	水	新人戦 第2回選挙管理委員会			
29	木	新人戦			
30	金	新人戦			

栄光の記録

○第60回埼玉県硬筆展覧会川口市審査会出品 優良賞

○令和4年度川口市中学校ソフトテニス強化大会サマーマッチ女子の部第3位

○第63回埼玉県吹奏楽コンクール地区大会中学校Bの部 銀賞

○埼玉県中学校新人体育大会兼県民総合スポーツ大会 水泳の部 女子200m平泳ぎ第7位

お知らせ

〇新型コロナウイルス感染症対策について お願い

療養解除基準の見直しが出されました。期間を守ることにより、体調の回復が一番の復帰目安になりますので、ご心配の時には必ず学校にご連絡ください。一人一人発症の仕方が様々です。日々の健康観察を大事にしてください。

＜症状がある場合＞

症状が出た日（発症日）から7日間経過し、かつ、症状軽快から24時間経過している場合、8日目から療養解除を可能とする。

＜症状がない場合＞

検体採取日から7日間を経過した場合には、8日目に療養解除を可能とする。加えて、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後（6日目）に療養解除を可能とする。

＜お願い＞

療養期間が短縮されても、感染防止行動は必要とされています。解除されましても飛沫拡散防止に努め、生活環境の換気を徹底するなど、感染拡大防止行動を一人一人が考えながら行っていきましょう。生徒たちの教育活動継続にご協力よろしくお願いします。

〇「MOTOボランティア」の取組について

7月号に続きボランティア活動を通して社会貢献を味わう取り組みを紹介します。

今年度の「MOTOボランティア」の第2回目は、8月20日（土）に元郷中学校体育館で、学区内小学生に参加してもらい実施しました。第3回目は、8月24日（水）に東領家小学校に生徒が出張し、「ボッチャ」を教える活動を行いました。障害者スポーツを学びながら、伝える活動を行い、社会貢献するボランティア活動の大切さを味わわせる活動と考えています。

他の活動に、生徒会主催のボランティアとして、校内で集めたペットボトルキャップを「キャップの貯金箱推進ネットワーク」に送る活動を行っています。8月30日に取りまとめたものでは、12,160個で、ポリオワクチン約14人分の寄付をすることができました。

また、地域行事での中学生が参加できるボランティア活動の紹介をいただきました。公園清掃や学習支援、残念ながら今年度は中止になってしまいましたが、盆踊りの手伝いや防災訓練など、たくさんの機会を紹介いただきありがとうございます。生徒たちが考えて申し込みをしようとしている姿があり、町会の皆様にも感謝申し上げます。

コロナ禍でも教職員が「身近なボランティア」として、続けてきてくれたお陰です。できることを探りながら、生徒たちの体験を増やしていきたいと思えます。



○「秋の交通安全運動」が始まります

期間：9月21日（水）から30日（金）までの10日間

交通事故防止の大切さを改めて話題にし、確認しましょう。

特に重点として、①歩行者の安全確保 ②自転車の安全確保と交通ルール遵守の徹底があげられており、以下の点について、ご家庭でもご指導お願いします。

①歩行者の安全確保のために

- ・歩行者は、横断歩道を渡ること。
- ・信号機があるところでは、その信号機に従うこと。
- ・自らの安全を守るための交通行動として、運転者に対し、横断する意思を伝えてから横断を始めること。

②自転車の安全確保と交通ルールの遵守

- ・自転車の日常点検『ブタはしゃべる』の実施
ブ：ブレーキ タ：タイヤ は：反射材 シャ：車体 べる：ベル
- ・ながら運転の禁止
○○しながらの運転をしないこと。（スマホ操作、イヤホンは特に注意）
- ・自転車は軽車両
道路左側を一列で走行

* 自転車走行中の無灯火運転、並進走行で警告書をもらっている生徒がおります。
一人一人が命を守る交通行動をとれるように努めていきましょう。

○「自転車乗車用ヘルメット着用の努力義務化」について

道路交通法の一部改正により、全年齢に対する自転車乗車用ヘルメット着用の努力義務化が1年以内に施行されることが決定されました。悲惨な交通死亡事故を発生させないための措置です。下記資料をご参照ください。

資料

保護者・教職員の皆様へ

ヘルメットを着用していれば…、
助かる命があります。

道路交通法の一部改正（令和4年4月27日公布、1年以内に施行）により、すべての自転車利用者は乗車用ヘルメットを着用することが努力義務となります。

児童・生徒の大切な命を守るため、ご準備をお願いいたします。



【道路交通法第63条の11】改正イメージ

児童又は幼児を保護する責任のある者（※）に対する
乗車用ヘルメット着用努力義務



※父母や教師など、当然に児童又は幼児を保護する責任のある者が含まれると解されています。

すべての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット
着用努力義務 ～新設～



【お問合せ先】
埼玉県警察本部 交通部
交通総務課（自転車対策係）
048-832-0110（代表）

学年別・自転車事故死傷者数（H29～R3,県内）

